

新型コロナウイルス感染症（国際定期航空便：民間航空庁回章の発表）

7月3日、運輸省民間航空庁より、災害事態宣言下における航空便の運航に関する同日付回章が発表されたところ、旅客に関する部分の概要次のとおり。

1. 目的

本回章は、航空会社、空港関連サービス提供機関に対して、ルアンダ発着の旅客用航空便の運航条件につき通達することを目的としている。

2. 運航条件

（1）ルアンダ発の旅客用国内航空便は、ルアンダ州封鎖解除にかかる政府決定がなされる日以降に再開となる。ただ、搭乗可能な旅客数は、収容可能人数の75%を上限とする。

（2）ルアンダ発着の旅客用国際定期航空便は、国境封鎖措置が解除される日以降に再開となる。ただ、国家保健当局の承認を前提に、搭乗可能な旅客数は、収容可能人数の75%を上限とする。また、以下の措置を執らなければならない。

ア 旅客の荷物は、全て貨物スペースに収容されなければならず、手荷物は最小限に抑える必要がある。

イ 旅客用荷物は、ターンテーブルに置かれる前に、消毒されなければならない。

（3）外国からアンゴラへ入国する旅行者への検疫義務が続く限り、国際定期航空便の運航数は、航空協定で定められた数の3分の1に減便される。

（4）上記（3）の運航数の上限を3分の2に変更するにあたり、旅行客を疫学的観点から経過観察する能力や旅行客が滞在していた国々の疫学上のリスクといった公衆衛生上の基準に準拠することになる。

（5）国際定期航空便の完全な再開は、外国からアンゴラへの入国者に対する義務的な検疫措置の廃止が条件となる。

（6）旅客用国際航空便の運航状況や搭乗にあたっての検査実施義務は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた国家保健当局によるリスク評価や各国との相互主義に基づき改変され得る。

（7）外国においてルアンダ行きの便に旅行者が搭乗する前に、航空会社、空港・国境管理機関は、当該旅行者が旅行日の8日前までに実施されたPCR検査結果及び政府指定施設乃至政府より公認された宿舎施設のどちらで検疫を行うかについての申告書を携行しているか確認しなければならない。